

豊島区税会 会報

第 28 号

平成 29 年 1 月



豊島区税会

目 次

新年のご挨拶	豊島間税会	会長	根本弘三	1
新年のご挨拶	豊島税務署	署長	小野和之	2
税を考える週間	豊島間税会	副会長	藤川盛弘	3
署長講演 税務署講演				4
平成 28 年度納税表彰				5
受賞御礼	豊島間税会	監事	南口清子	6
納税表彰の御礼	豊島間税会	常任理事	牧野雅之	6
表彰の御礼	豊島間税会	理事	伊東昭次	6
納税表彰の御礼	豊島間税会	理事	白水康雅	7
国税庁長官納税表彰	豊島間税会	会長	根本弘三	7
平成 28 年度「税に関する標語」(小学生)				8
日帰りバス研修に参加して	元豊島税務署長	税理士	山本高志	9
中学生「税についての作文」				
「命をつなぐ税」	巣鴨北中学校 3 年		唐木茉里乃	10
心ある担い手に	千登世橋中学校 3 年		野田耕太郎	11
人々を動かす税	明豊中学校 3 年		岩瀬七海	12
日本史における税の歴史	明豊中学校 3 年		伊藤友人	13
税がつくる未来	西池袋中学校 3 年		小林優祈	14
暮らしを豊かにする税金	西池袋中学校 3 年		加藤紬	15
私たちと税のかかわり	巣鴨北中学校 3 年		長島のぞみ	16
税務署だより(確定申告特集他)				17
実務講座案内(豊島法人会・間税会共催)				21
間税会とは				22
豊島優申会名簿・豊島間税会名簿				23
広告				24

消費税 活かすみんなの 間税会



新年のご挨拶

豊島間税会 会長 根本 弘三

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には謹んで新春をお迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

昨年中は、会の運営に、また活動に対しまして、豊島税務署を始め会員、役員の皆様には暖かいご支援ご協力を賜り、無事にその任務を達成することが出来たことに対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

我が国の経済は、先行きが不透明で景気の停滞が続いております。又、今年は米国の大統領がドナルド・トランプ氏になられ、これからの日本はどうなるのでしょうか。頑張ってもらいたいと思っています。

昨年一年間は自然災害が多くありました。大きな各地の地震、そして台風と、地震においてはまだまだ余震が続いています。台風は毎年とは違った進路で上陸するなど、災害にあわれた方々にはお見舞いを申し上げます。また、東京都においては新女性知事が誕生するなど、激しい年でありました。

税の標語の募集に対し、各小学校より 944 点の応募がありました。表彰式は、11 月 20 日（日）豊島区役所 1 階センタースクエアにて、豊島法人会絵葉書コンクール表彰式と合同開催で行われ、23 名の小学生と、団体賞として小学校 3 校に表彰状を差し上げることができました。

今年の干支は酉年です。何事も「トリコン」で良い年になりますよう、会員の皆様のご健勝とご事業のご繁栄をご祈念申し上げて、新年の挨拶とさせていただきます。





豊島税務署 署長 小野 和之

新年あけましておめでとうございます。

平成 29 年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

豊島間税会会員の皆様方におかれましては、平成 29 年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、根本会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政全般に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊島間税会におかれましては、「小学校の税の標語」の募集活動、特に昨年は豊島区庁舎センタースクエアにおいて、初めての試みとして公益社団法人豊島法人会と共催で「豊島子ども 秋の表彰式」が盛大に開催されました。当日は私も表彰権者の一人として参加しましたが、児童や御父兄など 200 名を超える来場者に会場は立ち見が出るほどの盛況ぶりで、正に子供たちの笑顔で満たされた華やかな表彰式となりました。

また、「税を考える週間」における巣鴨駅での「世界の消費税 151 カ国」クリアファイルの配布による街頭広報活動では、朝から雨がちらつく天候でしたが、豊島間税会の皆様のご協力により、予定した 1,000 部の広報資料は 30 分ほどで配り終えることができました。豊島間税会による街頭広報活動は昨年 11 月で 13 回を数える非常に歴史のある活動と聞いています。



これらの豊島間税会の取組みは消費税をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚に資する税務行政の円滑な運営に不可欠な非常に意義深い活動であり、この場をお借りして改めて敬意を表すとともに、心より感謝申し上げます。本年も引き続き、貴会の組織力を大いに発揮していただき、更に充実した会活動を展開されますことを期待しております。

さて、昨年からいわゆるマイナンバー制度が国税分野に導入され、本年から各種申告書や法定調書等への番号記載が本格化いたします。国税当局といたしましては、本制度の定着に向けてより一層周知・広報に取り組んでいくとともに、納税者の皆様の理解を得て本制度を円滑に推進するためには、地域に密着した組織力を有する貴会の会員の皆様のご支援が不可欠であると考えております。豊島税務署としましても、引き続き貴会との連携・協調関係を一層深められるよう取り組んでまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、これから平成 28 年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。申告書の作成・提出に当たりましては、会員の皆様にも e-Tax のご利用をお願い申し上げますとともに、番号法における本人確認手続の利便性が高く、また、税務行政の電子化による一層の事務効率化を図るためのツールであることから、e-Tax の更なる利用を推奨してまいりますので、引き続き会員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年は干支で言えば「酉（とり）」にあたり、とりは「とりこむ」に繋がり、商売繁盛するなど、非常に縁起の良い年とわれています。貴会にとりまして、酉のごとく一層の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方の益々のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の新年のご挨拶とさせていただきます。

税を考える週間

「クリアファイル配布」

豊島間税会 副会長 藤川 盛弘

新年あけましておめでとうございます。

昨年も「税を考える週間」の初日の朝、クリアファイルにその年に周知したい案内をいれて、通行人などを対象に JR 線巣鴨駅の構内とその周辺で、街頭広報を実施しました。

配布物は「世界の消費税のクリアファイル」に当会から間税会名の入ったボールペン、東京都税事務所から「納期内納税のお願い」のチラシとウェットティッシュまたは、絆創膏などを同封いただきました。

今年は朝から雨が降っていて、準備中は時折、激しい雨が降っていましたので、なかなかクリアファイルを受け取っていただけないのではないかと心配をしていましたが、配布を始める頃には雨も小降りになり、配布中は屋外に出ての配布もできましたので幸いでした。豊島税務署長、副署長、東京都税事務所長と職員の皆さま、税務協力団体から税理士会豊島支部の役員、豊島法人会の役員、納税貯蓄組合の役員の方のお手伝いもあり、また、税務職員の方がイー太くん に扮してアピールしてくださり、もらいそびれた人がクリアファイルにウェットティッシュなどが入っているのに気づいて戻ってこられる、複数部もらっていく、ということもあり、用意したクリアファイル 1,000 部を 4～50 分で配布し終えることができました。

毎年、税務署、都税事務所、関係団体の皆さまのご協力をえて行っている大事な行事ですので、これからも頑張っていきたいと思います。



「署長講演」

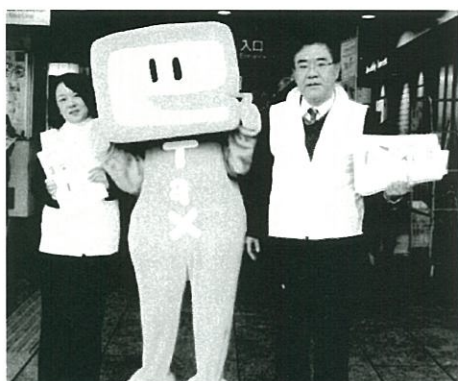
講師：豊島税務署長 小野 和之 氏

平成 28 年 11 月 15 日（火）「税を考える週間」の行事として、東京信用金庫本店 8 階ホールにて、小野豊島税務署長を講師にお迎えし、講演会が開催されました。豊島税務連絡協議会の各団体から多くの方が出席されました。



「税務署講演」

講師：法人課税第 1 部門 統括国税調査官 牛嶋 俊明 氏



平成 28 年 10 月 20 日（木） 養老乃瀧 4 階ホールにて、牛嶋統括国税調査官を講師にお迎えし、パネルディスカッション「税務のお仕事」と称して、講演会が開催されました。

税務調査における苦労話を中心に税務署目線の話など、とても興味深い話が聞けました。



平成28年度 納税表彰

平成28年11月16日（水） 平成28年度 納税表彰式が東京信用金庫8階ホールにて
挙行され、当会からは下記の方々が受賞されました。

なお、表彰祝賀会はスターライトラウンジにて盛大に行われました。

- | | |
|---------------|---------------|
| ◎ 豊島税務署長感謝状 | 南 口 清 子（監 事） |
| ◎ 豊島税務署長感謝状 | 牧 野 雅 之（常任理事） |
| ◎ 豊島税務連絡協議会表彰 | 伊 東 昭 次（理 事） |
| ◎ 豊島税務連絡協議会表彰 | 白 水 康 雅（理 事） |



平成28年11月16日 平成28年度 豊島税務署長感謝状受彰記念



平成28年11月16日 平成28年度 豊島税務連絡協議会表彰受彰記念



受賞御礼

豊島間税会 監事 南口 清子

新年明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式において、豊島税務署長感謝状を頂きまして誠に有難うございました。これも豊島税務署員の皆様、豊島間税会根本会長をはじめ、役員、会員の方々、そして税務関係会員の皆様方のご指導の賜物と心より感謝申し上げます。身にあまる賞を頂きまして、尚一層気が引き締まる思いでございます。間税会での「世界の消費税」図柄刷り込みファイルの配布は、世界の消費税を知って頂き、納税の意識を高めることと確信しております。ひとりでも多くの皆様に消費税の大切さを理解して頂けたらとの思いで取り組ませて頂いております。

今後とも、皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。会員の皆様の益々のご健勝とご事業の発展をご祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。



納税表彰の御礼

豊島間税会 常任理事 牧野 雅之

新年明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式におきましては、小野和之豊島税務署長から豊島税務署長感謝状を頂きまして、誠にありがとうございました。

これも、豊島税務署関係署員の皆様、並びに根本会長をはじめ、豊島間税会の役員、会員の皆様、関係団体の皆様、又諸先輩の方々のご指導ご支援のお陰と心より感謝申し上げます。

間税会は、消費税を中心とし、円滑な税務運営に協力しています。税の公平性、透明性の重要性を認識し、「消費税完納宣言」の活動をこれからも行ってまいりたいと考えております。

皆様の一層のご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。皆様方のご健勝とご事業の益々のご繁栄を祈念し、御礼の挨拶とさせていただきます。



表彰の御礼

豊島間税会 理事 伊東 昭次

新年明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式では、「豊島税務連絡協議会表彰」を頂き、誠に有難う御座いました。

これも、豊島税務署の皆様方、豊島間税会の根本会長はじめ役員、会員の方々のお陰であり、心より感謝を申し上げます。

いよいよ今年からマイナンバー付の確定申告がスタートします。税務におきましては、公平で健全な税制の実現が目的であり、納税の義務を果たしていない行為への是正が図れることを期待しております。消費税を中心とした間接税につきましても、インバウンドや商品等の輸出入と言った海外との繋がりが増える中、公平で健全な納税を多くの方々にご理解、ご協力して頂く活動を、これからも続けてまいりたいと考えております。

皆様方の一層のご指導を宜しくお願い申し上げます。

本年も、会員皆様の益々のご健勝とご事業の発展をご祈念申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

納税表彰の御礼

豊島間税会 理事 白水 康雅

新年明けましておめでとうございます。

昨年の納税表彰式では身にあまる光栄を賜りまして、誠にありがとうございます。

これもひとえに豊島税務署の皆様、並びに税関係団体、また諸先輩のご指導、ご協力のおかげと心から感謝申し上げます。

これからも一層の税の重要性を認識し、自ら適正な申告と納税に努めるとともに、さらなる見識を高め、会活動に励む所存であります。

しかしながら、まだまだ私は若輩者ではございます。今後におかれましても関係各位様から、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に皆様方のご健闘と事業のご繁栄を祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。

平成 28 年度 国税庁長官納税表彰

平成 28 年 10 月 25 日（火） 平成 28 年度 国税庁長官納税表彰贈呈式が
三田共用会議所にて挙行されました。

◎国 税 庁 長 官 表 彰 根 本 弘 三（会 長）

昨年 10 月に国税庁長官表彰状をいただき、誠に有り難う御座いました。
これも豊島税務署の皆様そして豊島間税会の会員及び役員の方々のお陰で
あり心より感謝申し上げます。

私達の会は間税会ということでありまして、「消費税活かすみんなの間税
会」というキャッチフレーズで運営しています。また会員増強なども月間を
設けて行っていますので、これからも、会員の皆様のご協力をお願いします。

本年の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念して、受彰の御礼とさせてい
たいただきます。



区内小学校「税に関する標語」 平成28年度表彰作品			
税 務 署 長 賞	国づくり なくてはならない 消費税	清 和 小 学 校	高 橋 結 人
優 申 会 会 長 賞	税金を 受ける支える みんなの輪	高 松 小 学 校	田 口 雄 太 郎
間 税 会 会 長 賞	納税は 社会のくらし 支えてる	巢 鴨 小 学 校	高 田 悠 雅
税理士会支部長賞	税金は かぎりがあるよ 大切に	豊 成 小 学 校	野 原 菜 月
納税貯蓄組合会長賞	国づくり ささえているのは 税金だ	清 和 小 学 校	三 石 桜
青色申告会会長賞	大切な 家族や暮らし 守る税	朝 日 小 学 校	長 谷 川 絢 音
法 人 会 会 長 賞	税金は いい国つくる 第一歩	清 和 小 学 校	角 一 篤 嘉
酒販連合会会長賞	税金で ひさいちの復興 支えよう	富士見台小学校	山 下 凜 太 郎
佳 作	税金で みんなの笑顔を とりもどそう	池 袋 小 学 校	後 藤 聖 弥
佳 作	税金が 明るい社会を ささえるよ	要 小 学 校	石 水 凜 乃
佳 作	税金で みんなの笑顔 守ってる	要 小 学 校	笛 木 琴
佳 作	消費税 みんなが払う ぎむなんだ	要 小 学 校	細 井 里 緒 菜
佳 作	消費税 買い物する時 はらおうね	駒 込 小 学 校	関 柚 葉
佳 作	税金で 子供の命 たすけ合う	駒 込 小 学 校	二 井 禅 太
佳 作	よい社会 未来へ繋ぐ 税金です	椎 名 町 小 学 校	近 藤 遼 平
佳 作	税金は 平和な社会の 鍵となる	清 和 小 学 校	小 出 昌 美
佳 作	税金は 明るい未来を つくりだす	高 松 小 学 校	尾 崎 壮 一 朗
佳 作	咲かせよう みんなの笑顔 税金で	富士見台小学校	佐 藤 茉 莉
佳 作	考えよう 暮らしを支える 税金を	豊 成 小 学 校	武 井 未 來
佳 作	税金は ぼくらの生活 ささえてる	朋 有 小 学 校	菅 家 千 聖
佳 作	この社会 小さな一歩で 助けあう	朋 有 小 学 校	澤 村 祐 弥
佳 作	税金で よりよい生活 つくろうよ	南 池 袋 小 学 校	生 出 大 地
佳 作	税金が なければ世界 成り立たぬ	目 白 小 学 校	新 井 理 子

今年度は「税に関する絵はがきコンクール（豊島法人会）」と「税の標語表彰（豊島間税会）」の合同受賞者表彰式が、豊島区役所1階センタースクエアにおいて開催されました。





日帰りバス研修に参加して

元 豊島税務署長 税理士 山本 高志

研修旅行のため貸し切りの観光バスについた4本のタイヤがゴロリと一回りする時には、車中では既に一升瓶の封が切られているというのが、豊島間税会が毎年、納税貯蓄組合と合同で開催している「バス研修」の重要なポイントでした。ところが今年は、前半あまりお酒を飲まないようにとの注意があつて、それでも飲むには飲むのですが、ちょっとペースが上がりません。というのも、最初の見学先がJAXA（宇宙研究開発機構）相模原キャンパスということで、その説明員の方に解説をいただくことになっていて、赤い顔でお目にかかるわけにはいかないからです。



池袋警察署の池袋芸術劇場通り越しの向かい側から出発したバスは、順調に走って神奈川県相模原市を目指します。途中、恒例の税金クイズがありましたが、何しろ酔っぱらっていませんからスラスラ解けます。昨年まで難しい、難しいと感じていたのは、お酒を飲んでいitせいだったのかと思うくらいでした。

さて、JAXAの相模原キャンパスは、その中核となる研究・管理棟のほか、研究センター棟、総合研究棟、特殊実験棟、風洞実験棟、構造機能試験棟、飛翔体環境試験棟などの様々な建物群が立ち並ぶ広大な施設です。そのほんの一隅に、ロケットの屋外展示と見学者を迎える小さな展示室がありました。

展示室で小惑星探査機「はやぶさ」の実物大模型などを見学しながら、宇宙開発技術に携わる職員の方々の苦労話など伺います。ちょっと興味を引いたのは、「はやぶさ」に使用されたイオンエンジンです。イオン化したガスを電気の力で加速して噴射する推進装置で、宇宙空間での累計稼働時間4万時間以上という世界記録を打ち立てた燃費抜群のエンジンということです。惑星間航行には必要不可欠なのですが、その推進力は人の鼻息程度なのだそうです。それでも、空気抵抗のない宇宙空間では、衛星の姿勢制御など十分に実用に足る効果が得られるということでした。JAXAでは経済性などから、あえて制御の難しい固体燃料のロケットに取り組んでいて、世界各国と開発競争を続けている研究者の皆さんのご苦労を垣間見る気のある見学でした。

展示品の見学の後は、施設わきの売店で人気の土産物を購入します。宇宙食はすべてレトルト食品のようなパック入りで、私が買った「アイスクリーム(バニラ)」は、口に入れた瞬間に甘さが広がり、アイスのように溶けてなくなる冷たくないバニラアイスクリームです。もう一つの、「羊羹(小倉)」はJAXAが日本宇宙食として認証したアイテムの1つで、山崎製パンの羊羹がアルミ包材に入っていました。スペースシャトル型のキー



ホルダーは、ボタンを押すと後部のエンジン部分が青く光るライト付きでした。ポケットに入れると垂直尾翼がごつごつして、ちょっと収まりは悪いのですが、時折ズボンの上から擦ると、「バス研修」のあの日のことを思い出します。

「命をつなぐ税」

巣鴨北中学校3年

唐木 茉里乃

私は近年、税について否定的な人が多いような気がします。2014年、消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。その際、ニュース番組の街頭インタビューで、

「これ以上、税が上がると生活が大変だ。節約していかなければならない。」

といった言葉が数多く目立っていました。

しかし、なぜ税に否定的な人が多いのでしょうか。その一つの理由には税がどこでどのように使われているのか、そして私たちの暮らしにどのような影響を与えているのか、いまひとつ分かっていないからではないでしょうか。私も税のことを学ぶ前は、身の回りでどのように税が使われているのかあまり分かりませんでした。

しかし、税について学んだことで税のありがたさに気づき、とても肯定的に考えることができました。

例えば税は、公務員の人件費、学校、ごみの収集、災害復興などに使用されています。また、警察・消防、健康保険などにも使われ、私たちの生活の基盤となっています。

私の祖母は、昔、くも膜下出血になったことがあります。くも膜下出血は脳動脈瘤が突然破

裂する恐ろしい病気であり、死亡率もとても高いです。祖母が倒れ、救急車を呼ぶとあっという間に病院へ運んでくれました。そして手術も成功し、なんとか一命を取り留めることができました。祖母が助かった理由は、いち早く救急車が来て病院で手当てができたからだと言いました。同時に救急車や保険料の一部も税から賄われていたと知り、本当にありがたい気持ちでいっぱいになりました。そして、真に税に命を救われたと言っても過言ではありません。税によって人の命が繋がれたのです。そう考えると税はものすごく人の役に立ち、人々の命とつながる大切なものだと思います。

「税が高くて困る。」

こう口をそろえて言う時代だからこそ、一人ひとりが税についてもう一度、考え学ぶことが大切なのではないでしょうか。そうしたら税について肯定的に捉えることができるかもしれません。税は人の命をつなぐものです。あなたの命も今までも、そしてこれからもつなぐ架け橋となるでしょう。あなたが納めた税はきっとお金以上の価値で返ってくるのではないのでしょうか。



心ある担い手に

千登世橋中学校 3年 野田 耕太郎

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」裏表紙にこう記載された教科書を頂けるのは、来春に中学校卒業予定の僕にとって、今年が最後となりました。

義務教育が受けられる、小中学校 9 年間に及び学校生活では、教科書をはじめ、黒板、机や椅子、図書室の書籍等のありとあらゆる備品代が、又、校舎の雨漏り等の修理代や材料費を除く給食代までもが税金で賄われています。公立小学校入学から中学校卒業までに一人当たり、なんと約 816 万円もの教育費を負担して頂いているのです。僕はこの事実を知り、その金額のあまりの多さに驚き、

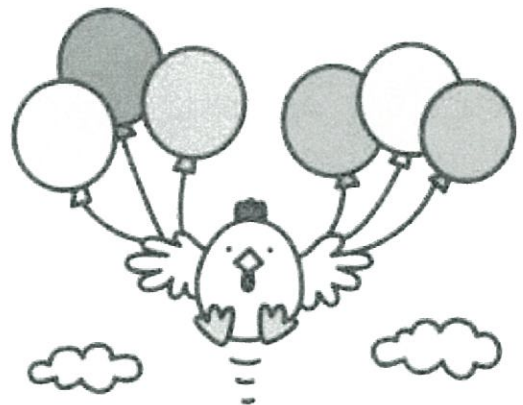
「こんなに負担してもらえる程、自分はきちんと人として成長してこれたのだろうか」と不安を覚え、感謝する心の足りなさに反省する気持ちでいっぱいになりました。僕が当たり前のように感じ、過ごしてきた毎日の学校生活は、税金制度があるからこそ成り立っていた幸せで有り難いものだったのです。

この他にも税金は、快適な暮らしの為にゴミ収集、安心安全な暮らしを守る為に警察や消防の活動、社会保障の為に高齢者や障害者の支援、又、宇宙開発や科学技術の研究や海外援助活動等、様々なことにも使われています。日本の税金制度は、この国に暮らす人々の共同社会を維持し、豊かで安定した生活を送れる為に考えられた、なくてはならない仕組みです。

今、日本では少子高齢化が進み、社会保障費が増加するのに反し、その費用を負担する働き

手が減少してきて問題になっています。2010 年には高齢者一人を 2.6 人の働き手で支えてきたのに対し、2025 年には 1.8 人で、2050 年になると、1.2 人で支えていかなければなりません。今後、消費税率を 8% から 10% に上げるだけでは足りずに更なる増税が必要となるのか、他に何か解決策はないのか、今の僕には見当もつきません。しかし、僕達の義務教育期間を支え、毎日の安心で安全な暮らしを守るべく尽くしてきてくださった方々を、今度は自分達が支える立場となり、少しでも恩返しできるように、

「しっかりとした働き手の一員となる！」
という覚悟だけは今から持ち続けたいです。



残り僅かな中学校生活ですが、教科書は勿論のこと、学校の備品は自分のもの以上に大切に扱い、心して使います。そして、今までお世話になってきた方々を支え、これから義務教育を受け、育っていく未来の子ども達を応援できる人になれるよう、しっかり勉強して自分の進むべき道を見つけ、きちんと働く社会人となり、心ある担い手になれるよう励んでいきます。

人々を動かす税

明豊中学校 3年 岩瀬 七海

今まで私の頭の中では、税金といえば払ったり使われたりするものという認識しかありませんでした。しかし、今回税の事を勉強する中で、それとは少し違う役割があることに気がつきました。

昨年、私は祖父から「習い事の月謝に使いなさい」と、かなりまとまったお金をもらいました。「教育資金贈与という制度にあてはまるから贈与税をとられないんだよ」と説明されました。その時はよく分からなかったけれど、子供の教育の促進と、老人の貯金を市場に流す両方の目的があり、このルールが出来たということのようでした。目的ありきで税のしくみを変える。それはつまり、税には少なからず世の中を操作する力があるという事なのではないでしょうか。

私が住んでいる豊島区には、狭小住戸集合住宅税というものがあります。ワンルームマンション税とも呼ばれるこの税は、マンションを建てる事業者側に課せられる税金で、ワンルームを九戸以上持つ集合住宅について、一戸あたり50万円の税金を支払わせるというものです。豊島区では一部屋30平方メートルにも満たない、单身向けの住宅の割合が約40パーセントを占め、それに伴いファミリー向けの広い物件の不足がみられます。だから豊島区では、豊島区に移住したくてもファミリー向けの良質な住宅が少ないという区内の住宅事情を反映し、平

成16年から実施しているそうです。また、子育てや福祉などに将来重大な支障をきたすことが懸念されるためという理由もあります。なるほどこれは良いアイデアだなと思います。子供や若い女性が少なく、現在消滅可能性都市と言われている豊島区にとっては、区内へのファミリーの移住を応援するこの税のしくみは素晴らしいものだと思います。

また、世界的な例を見てみると、酒やタバコ、ポテトチップスなどの嗜好品にかけられる、いわば「ぜいたく税」などが挙げられます。高い税金がかけられることによって嗜好品を買う人が減り、国民の健康につながります。税金が国民の健康を支えていると考えると、なんだか新鮮です。

このように、税は世の中を変える大きな力を持っていることがわかりました。そして今後もっとこのような税が増えて欲しいと思います。例えば、独身の人から税を多くとれば、少子化の進行を遅らせるように人々を操作することもできます。今後このようなアイデアがもっと増えて、よりよい世の中になっていくと良いと思います。





日本史における税の歴史

明豊中学校 3年

伊藤 友人

「税」という文字がつく言葉は数多くあるが、
どういうわけかマスメディアで頻繁に取り上げ
られる表現には血税、重税、脱税、税金の無駄
遣いなど、マイナスのイメージを連想させるも
のが少なくないように感じる。しかしながら、
税金は、我々が生活していくうえで必要な各種
の公的サービスを安心して受けるために、国民
みんなで出し合っている町内会費的な、いわば
「国民会費」とも言い表されるようなお金であ
る。

学校でもらった資料を読んで、税金の種類や
使い道などはわかったので、ぼくは日本におけ
る税の歴史について調べてみた。

日本の税制が明確にされたのは大化の改新以
降だが、最古の記録として「女王卑弥呼が支配
する邪馬台国には建物や倉庫があって、集めた
税を納めていた」と、魏志倭人伝の中に記述さ
れている。三世紀という早い時代だったことに
ぼくは驚いたのだが、原始時代から税に似た制
度があったと、考古学的には考えられているそ
うだ。税が人々の暮らしにとって必要だという
考え方が古代にも存在したことも新しい発見だ
った。

律令国家において公地公民的な考え方が定め
られ、租・庸・調という全国統一の税制が初め
て整備された。奈良時代には、墾田永年私財法
によって国所有の土地を私有地化することが認
められるものの、制度内容としての大きな変化
はまだない。そして鎌倉時代の貨幣の流通を経
て、室町時代には年貢が税の中心になっていく。
この頃は商工業が著しく発展し、時代の流れと

共に通行税、棟別銭など新しい税も徴収される
ようになった。豊臣秀吉の全国統一後には、太
閤検地により年貢の基準となる石高が定められ
た。年貢は江戸時代にも引き継がれるが、さら
に税の考え方が広まって、生活の様々なもの
にもかけられるようになっていく。

収穫物によってではなくお金で納税するとい
う現代の税制に近づいたのは、明治時代の地租
改正による。その後戦争が相次いだ大日本帝国
時代には、増税の繰り返しで国民の生活は圧迫
されたが、その一方で、制度面的には現在の税
制により近い形になっていった。戦後の日本国
憲法制定により、納税は国民の三大義務となり、
平成に入ると消費税も導入され、現在はその引
き上げの途上にあることは、ニュースでもよく
取り上げられている。

税の歴史をみていくと、それがそのまま日本の
歴史と重なるということは面白い発見だった。
これは、人々の暮らしが税というものと密接に
かかわっていたからで、そのため、税制度その
ものも時代のニーズに合わせて変化し続けてき
たからではないだろうか。その根底にあるのは、
いつの時代でも、税金は国民の安定した生活の
ために存在するという考え方なのだと改めて思
った。



税がつくる未来

西池袋中学校 3年 小林 優祈

今年の夏、参議院議員選挙が行われた。候補者が掲げる公約に多く見られたのが、「増税反対」の文字。私も学校の行き帰りに、その公約が書いてあるポスターを何度も見かけた。候補者の方々は増税反対について、「消費者の負担が増える」ということを根拠として挙げていた。

税といえば、私は以前病気で入院したときに初めて知ったことがある。退院したときに両親から、豊島区の場合は中学生までは医療費が無料であることを教えてもらったのだ。普通は健康保険によって3割を負担しなければならないのだが、中学生まではその3割も払わなくて良い。そしてその払わない分がまさに、税金で賄われているのだそうだ。また、税金が使われているのは医療費だけではない。身近なところでは、私たちが学校で毎日使っているイスや机、教科書などに税金が使われている。私は部活で体育館を使っていたが、それも税金が関わっている。私たちの生活は税金によって支えられているといっても過言ではないだろう。感謝しなければならない。

さて、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられ、平成29年4からは10%になる予定だ。消費税は逆進性の強い税金といわれ、低所得者対策として軽減税率制度が導入される。すでにこの制度が導入されている国としては、ドイツ、フランス、イギリスなどが挙げられる。ドイツでは、ファストフード店で販売されるハンバーガーは、店内で食べると19%の標準税率が課せられるが、テイクアウトをすると食料品扱いとなり7%の軽減税率となる。私が感心したのはフランスのやり方だ。フランスでは、キャビアには20%の標準税率が課せ

られるが、フォアグラやトリュフはフランスの国内産業を守るために5.5%の軽減税率がある。これによって自国の産業の発展にもつながる上、消費者にも得な話だ。一石二鳥である。これを聞くと、増税も一概に悪いとはいえない気がする。日本にも導入される予定の制度だが、一体どのような形で取り入れられるのだろうか。今から楽しみだ。

「税の話」と聞くと難しくとらえがちである。私もそうだった。けれど作文を書くにあたって税のことを調べてみたら、予想以上に自分に身近な話で、見方も変わった。10年後、20年後に私たちが社会人になったときに良い世の中にするには、「税金」が大切なキーワードとなるのかもしれない。増税のことが話題となっている今だからこそ、しっかりと情報を得た上で良いと思うか悪いと思うか判断できるようになりたい。税金がきっと、私たちの未来をつくる軸となってくれるだろう。





～豊島法人会 会長賞～

暮らしを豊かにする税金

西池袋中学校 3年 加藤 紬

私は以前から、税金は便利で必要なものだと思っている。税金のお陰で私達は快適に暮らしている。義務教育を受けることが出来るし、道路等は整備されている。政治も税金で成り立っている。又、社会保障によって、生きる為の生活は約束されている。良いことばかりだ、とずっと思い込んできた。しかし、税金のことを少し勉強すると、税の「現実」が見えてきた。

まず驚いたのは、税金の種類の多さだ。馴染みのある消費税から、所得税や固定資産税、相続税などきりが無い。消費税しか払ったことが無い為、他の税金がどの様に支払われるのかよく分からない。しかし、何をしても大抵の場合、税金がかかることが分かった。消費税を払ったとはいえ、もとは親のお金だ。家を持ち子を持ち、そして働いている親の負担は計り知れない。これだけ負担しているのに、どうも国全体として足りているとは思えない。

もし、税金の制度が無かったらどうなるのか。まず、私達学生は義務教育を終えるまでに200万近くの教育費を負担しなくてはならない。道路を整備する為に地域で集金をするかもしれない。警察や消防を呼ぶにもお金がかかる。金銭に余裕がない人はこれらを支払うことが出来ない。間違いなく治安は悪くなる。政治活動も十分に出来ない為、日本はどんどん崩れていくだろう。税を支払う必要がなければ所持金は増えると思うが、果たして国を動かす資金が集まる

だろうか。やはり、国全体を活性化し豊かにするには税金が必要なのだろう。如何に私達が税金に依存しているのかが分かった。税金の影響力はとても大きいものであることに気付いた。

大きな課題となっている少子高齢化。社会保障の費用が増えてしまうのに税金を納める労働者が少ない。他の使い道を減らすことも、影響力が大きいのが故難しい。社会保障を減らしたり、労働者の負担を大きくすることも反発が起きるだろう。これは決して無関係な問題ではない。私達の老後に間違いなく関わってくることだ。私達が働けなくなった時、生活が苦しくなるだろう。

どうすれば良いのか私なりに考えた。もし少子高齢化が止められないのであれば、高齢者が自立出来る社会を作るべきだ。定年退職の制度を見直したり、住みやすい街づくりをしたりと、出来ることはあるはずだ。税金は私達の暮らしを豊かにしてくれる。この暮らしはこれからも続いてほしい。私に出来ることがあればいくらかでもやろう。より多くの国民が税について考えることが出来れば、少しずつでも社会は変わっていくはずだ。



私たちと税のかかわり

巣鴨北中学校 3年 長島 のぞみ

税金というと、私にとってなじみ深いのは消費税。公共事業が税で賄われていることは何となく知っているが、難しそうで深く考えたことはない。税金とはどんなものなのか。私たちの生活とどんな関わりがあるのか調べてみた。

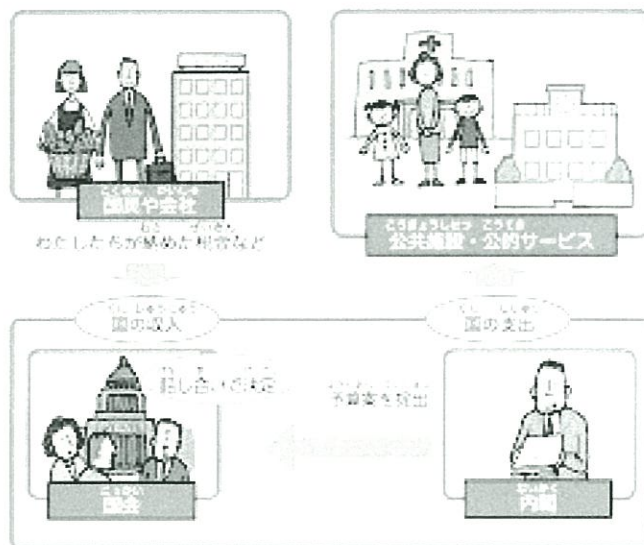
税の歴史は想像以上に古い。卑弥呼の時代に種もみや絹織物の貢物がされたことが始まりという。歴史が古いということは、私たちが生きていく上で、欠かせないものだという証拠だろう。日本国憲法第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と国民の義務として定められている。税金は、人々の安全を守る警察・消防、道路・水道の整備といった人々が快適に安心して暮らしていくためのサービス、また年金・医療・福祉・教育といった人々が支え合い、豊かに暮らしていくための活動に使われている。逆に、もし税金がなかったらどうなるか想像してみる。火事が起こっても消防車は来ず、急病人が出ても、救急車は来ず、ゴミの収集の行われない町はゴミだらけ。病院代は高くなり、私たちの学校も無くなってしまうかもしれない。公立中学校の生徒一人当たりの年間公費負担額（平成25年度）は114万4千円にも上る。企業が代わりにサービスを行ったとしても、大変に高額なものとなり、安心して暮らしていくことはできないだろう。税金は私たちの暮らしを維持し、発展させていくために欠かすことのできないものなのだ。

税金の種類はどんなものがあるのだろう。消費税は知っている。買い物をすると8%上乗せされている。今回調べてみて、消費税というのは社会保障の充実・安定化や財政の健全化のために使われているということを初めて知った。諸外国を見ると、韓国では10%、イギリスで

は20%、福祉国家として知られているスウェーデンでは25%となっている。こうなると税金は安い方がいいのか、高くても保障が手厚い方がいいのかわからなくなってくる。他にも給料にかかる所得税、住民税、家や土地にかかる固定資産税など様々ある。

税金の使い道は身の回りのことだけではない。宇宙開発や科学技術の研究、世界の貧困や食糧不足で困っている人々への援助、現地で農業などの技術を伝えたりする様々な援助にも使われている。人は一人では生きていけないように、日本も一国だけでは存続していけない。そう考えると100円ショップで買い物をした時に上乗せされる8円も重みを持って感じられる。

私も、あと3年経てば選挙権を得て、いつか自分で働いて払うようになる税金。私たちの生活を支える大切なものだから、これからはしっかりと関心をもっていきたい。



確定申告のお知らせ

申告・納税は、ネットから快適に！
申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

 国税庁

詳しくはホームページで
www.nta.go.jp

各税目の申告期限と納付期限等

申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、早めに確定申告書の提出をお願いします。
なお、確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用いただければ、記載漏れや計算誤りなどの防止にもなりますので、是非ご活用ください。

税 目	申告・納付期限	口座振替日 (※事前の手続きが必要です)
申告所得税 及び復興特別所得税	平成29年3月15日(水)	平成29年4月20日(木)
個人事業者の消費税 及び地方消費税	平成29年3月31日(金)	平成29年4月25日(火)
贈与税	平成29年3月15日(水)	

無料申告相談

名 称	開 催 日	会 場	所 在 地 等	受 付 時 間
税理士による 無料申告相談 ～申告書を作成し て提出できます～	2月16日(木) ～ 3月15日(水) (土・日を除く。)	豊島区役所 5階 507・508 会議室	南池袋2-45-1 池袋駅・・・徒歩9分 東池袋駅・・・地下通路で直結 都電雑司が谷駅・・・徒歩3分 東池袋四丁目駅・・・徒歩4分	《午前の部》 9時30分～11時30分 (相談は10時から) 《午後の部》 13時00分～15時30分

- 申告書の提出のみの方は、税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- 小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。
- 12時から13時の間は、指導員の昼休み時間のため、申告書の作成指導等は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類)の写しをご持参ください。
- 混雑状況等により、早めに受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確定申告書作成会場

豊島税務署では、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設いたします。

期 間：平成29年2月14日（火）から平成29年3月15日（水）まで

（※ 土、日を除く。ただし、2月19日（日）及び2月26日（日）は開設します。）

◇申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越しください

時 間：受付 午前8時30分から（提出は午後5時まで）

相談 午前9時15分から午後5時まで

◇会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時頃までにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

会 場：豊島税務署 地下1階 会議室

◇当署の駐車場は、2月8日（水）から3月15日（水）までは使用できませんのでご了承ください。



～混雑予想メモ～

- ・毎週月曜日
- ・申告期限間際

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

◇ 税務署では本人確認を行いますので、申告書を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

② 通知カードなど【番号確認書類】＋運転免許証など【身元確認書類】

※ 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写しまたは②の写しを添付してください。

（①の写しを添付する際は、表面及び裏面の写しが必要です。）

※ ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要はありません。

◇ この制度により確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

◇ 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、生命保険料の控除を受ける場合など、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、豊島区役所税務課（代表 03-3981-1111）にお尋ねください。

納税は便利な振替納税で

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税については、金融機関の預貯金口座から振替によって納税する便利な制度（振替納税）がありますので、ぜひご利用ください。

※ 新たに振替納税の利用を希望される方及び申告書提出先の税務署に変更があった方は、各税目の申告期限までに手続きが必要となります。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。また、豊島税務署管理運営部門にお問合せください。

お知らせ

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



マイナンバーの記載

+



本人確認書類の 提示又は写しの添付 が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限りです。）
- などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉
申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。



をクリック

制度の概要等は
裏面をご覧ください

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント



税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶ マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	（平成28年1月1日に相続があったことを知った場合） ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

例1 マイナンバーカード



又は

例2 通知カード



※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

＋
身元確認書類

国税庁
ホームページの
ご案内は表面へ

(公社)豊島法人会・豊島間税会 共催

印紙税講座

印紙税の基礎から、実務で必要な具体例までわかりやすく説明いたします。
印紙税を正しく理解していただくために、ぜひご出席ください。

開催日時 平成29年 3月9日(木)

14:00~16:00

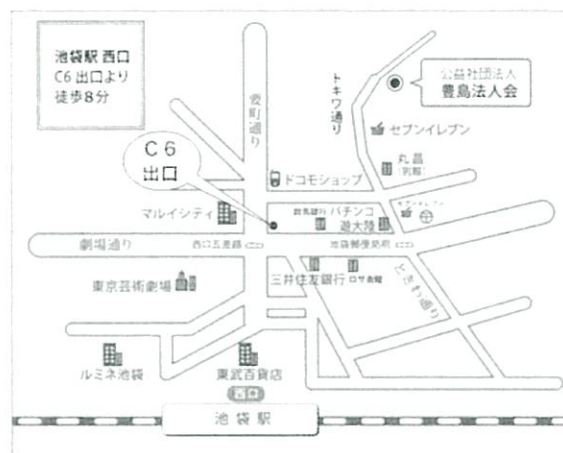
講師 豊島税務署 法人課税第2部門

石田 陽子 上席国税調査官

会場 豊島法人会館 3階 会議室

豊島区池袋 2-32-4

TEL 03-3985-8940



定員 42名(定員を超えるお申込みがあり受講できない場合にはご連絡致します。)

受講料 法人会又は間税会の会員の方・・・無料 一般の方・・・500円

お問合せ 豊島法人会 事務局 TEL 03-3985-8940

お申込み先 FAX 03-3985-5718

メール info@toshimahojinkai.or.jp

法人名			会員区分 ☐ をお願いします	1 法人会会員 2 間税会会員 3 一般
住所				
TEL		FAX		
受講者名		受講者名		
受講者名		受講者名		

受講証等の送付はございません。お申込み後、当日会場にお越し下さい。

間税会とは

間税会は、間接税についての唯一の税務関係民間団体で、次のような理念や目的を持って活動している会です。

- ① 間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体です。

(注)間接税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油石炭税、石油ガス税のように、納税者と担税者が異なる税で、この税金分は通常、取引価格に上乗せされて取引先に転嫁されていきます。なお、印紙税も、一般に間接税等として、広い意味の間接税に含まれます。

- ② 間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。

- ③ 間税会は、会員企業の健全な発展に寄与するために、いろいろの情報を提供したり、会員間の交流を図っています。

- ④ 間税会は、会員以外の方にも消費税などについて参考となる情報を提供しています。

- ⑤ 間税会は、次のことを目的として活動しています。

イ 会員企業の発展 ロ 税務知識の習得と普及 ハ 税務行政への協力

- ⑥ 間税会は、次のような役割と使命を担っています。

イ 会員企業の立場で、税制及び税務執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となります。

ロ 会員企業にとって必要な税務や経営のための情報を提供します。

ハ 会員相互の連帯と強調を図り、企業の発展と会員の福利厚生に寄与します。

ニ 会員以外の方に対しても消費税についての啓蒙・広報を行います。

- ⑦ 間税会は、「消費税 括かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとしています。

間税会加入のお勧め

- * 間税会の会費はいくらですか？

・個人、法人と格差はありますが最低5,000円からです。皆様のご参加をお待ちしております。
ぜひ入会ください。お問い合わせは下記までに

事務局：豊島区南池袋2-45-2-4009

株式会社 アマランス 藤川

TEL 03-3988-7671 FAX 03-3988-7668

編集後記

会報28号の発行にあたり、執筆のご協力を頂きまして、ありがとうございます。

ホームページは<http://www.kanzeikai.jp>です。

ここには、「税の標語募集」「消費税など税に関する情報」

「消費税に関するご意見募集」「税金クイズ」等が掲載

されています。ご参照ください。

発行	平成29年 1月
発行者	豊島間税会
会長	根本 弘 三
事務局	豊島区南池袋2-45-2 -4009
	株式会社アマランス
	TEL: 03-3988-7671

新年明けましておめでとうございます

豊島優申会

会 長	水 上 春 樹	二和電気 (株)
副会長	牧 野 雅 之	マキノ製缶 (株)
副会長	高 村 光 朗	高村紙業 (株)
副会長	齊 木 晋 一	(株) 新光商事
会 計	菅 耕 治	(株) エフ・エム
幹 事	歌 芳 明	(株) 歌工務店
幹 事	井 上 裕	(株) 渡辺建築事務所
幹 事	浦 野 静 夫	浦野工業 (株)
幹 事	山 口 隆 司	(株) 山口工業
幹 事	伊 東 昭 次	昭英化学 (株)
幹 事	平 栗 浩 太	(株) セイコーアドバンス
監 査	太 田 博 之	協同商事 (株)
監 査	加 藤 壽 男	(株) 紅緒

謹 賀 新 年

本年もよろしくお願い申し上げます

豊島間税会

会 長	根 本 弘 三	(有)ネモト時計店
副会長	石 井 陽 一	(資)三豊酒店
〃	増 子 信 介	(有)ミネルヴァ
〃	國 松 省 三	(株)ピーデーエスコンピュータ
〃	稲 川 一	(株)文宣
〃	水 上 春 樹	二和電気(株)
〃 (女性部長)	野 村 要 子	(有)野村商事
〃 (事務局長)	藤 川 盛 弘	(株)アマランス
監 事	丸 山 雄 一	池袋木工(株)
〃	加 藤 壽 男	(株)紅緒
〃	南 口 清 子	ナンコー電機(株)

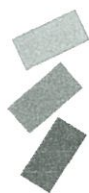


宝石・眼鏡・時計 品質を大切にする……

(有) ネモノ時計店

代表者 根本 弘三

豊島区駒込 6-30-13
Tel Fax : 03-3910-2905



SHOEI INC.

伊東昭次

代表取締役 社長

昭英化学株式会社

〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-43-16
tel.03-3981-7161(代表) fax.03-3980-2024
URL.http://www.shoei-chem.co.jp
e-mail.akitsugu.ito@shoei-chem.co.jp

防湿性・密封性に優れた
防湿リング缶



M マキノ製缶株式会社

代表取締役 牧野 隆之

〒171-0052 東京都豊島区南長崎1丁目11番10号
電話 (03) 3953-7771 (代表)
FAX (03) 3954-6870

税理士四国会

会 長 内山 良子
副会長 西村 新
副会長 田川 修二
事務局 田中 豊
TEL : 03-5835-3556



株式会社 セイコーアドバンス
Seiko advance Ltd.

代表取締役社長 平 栗 哲 夫

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-5
Tel (03) 3987-5111(代) fax(03) 3987-5149
URL http://www.seikoadvance.co.jp/

理美容器具・化粧品卸

(有) 野 村 商 事

豊島区上池袋 1-23-3-101

TEL 03-3918-1048
FAX 03-3910-1537

泰平飯店

宴会は80名様まで、是非ご相談ください

☎03-3910-7144

〒170-0002 豊島区巣鴨2-1-2

太平商事株式会社

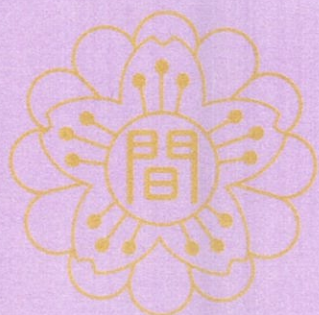
この街の素敵な暮らしのパートナー



皆様のお役にたつ

東京信用金庫

本店営業部	豊島区東池袋 1-12-5	(3984) 9111(代)
要町支店	要町 1-1-1	(3957) 3161(代)
椎名町支店	南長崎 3-2-14	(3953) 4611(代)
東長崎支店	南長崎 5-28-4	(3952) 3151(代)



間税会は、改正消費税の周知活動に取り組んでいます。